

## 大垣市木造住宅耐震診断事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、耐震診断に関する知識の普及と耐震改修の実施を促進して地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅耐震診断事業を実施することについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日制定）に基づき、岐阜県が主催又は指定する相談士養成講習を修了した者の中から知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」という。）が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」等に定める一般診断法に基づいて相談士が実施する耐震診断であり、当該耐震診断に基づく概算の耐震補強工事費に関する情報提供を含むものをいう。

### (対象)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、市内に存する旧基準建築物とする。  
2 耐震診断を受けることができる者は、前項の旧基準建築物の所有者（特段の理由により所有者が実施できない場合に、市長が適当と認める者を含む。以下「所有者等」という。）とする。

### (事業内容)

第4条 市長は、前条の所有者等の要請を受けて相談士を派遣し、耐震診断を実施するものとする。ただし、耐震診断の実施は、年度ごとに予算等で定められた回数を限度とする。

- 2 前項の耐震診断に係る所有者等の負担する費用は、無料とする。

### (申込手続)

第5条 耐震診断を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (相談士の派遣の決定)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容について審査し、適当であると認めたときは耐震診断決定通知書（第2号様式）により、不適合と認めたときは耐震診断不適合決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断の実施の決定をした者に対し、相談士を派遣するものとする。

（申込書の変更等）

第7条 申請者は、第5条の耐震診断申込書の内容を変更又は中止しようとするときは、耐震診断変更・中止届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（診断結果の報告）

第8条 相談士は、耐震診断の結果を申請者及び市長に報告するものとする。

（診断決定の取消し）

第9条 市長は、第6条第1項の規定により耐震診断の決定を通知した者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により診断の決定を受けたとき。
- (2) 相談士が耐震診断を行った際に、対象建築物でないことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、耐震診断取消通知書（第5号様式）により申請者に通知を行うものとする。

（診断費用の返還）

第10条 市長は、前条の規定により耐震診断の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、当該診断に係る費用の返還を命じることができる。

（適用除外）

第11条 過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けた住宅又は自ら耐震診断を実施するに当たり費用の一部に市の補助を受けた住宅については、この要綱に基づく耐震診断を受けることはできない。ただし、その耐震診断の目的上相当な理由があるとして市長が認めた場合は、この限りでない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

大垣市長 様

申請者（所有者）

住 所 （〒 - ）

氏 名

印

電話番号（ ） -

代理人

住 所 （〒 - ）

氏 名

印

電話番号（ ） -

耐震診断申込書

大垣市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条に基づき、次のとおり申し込みます。

住宅の所有者氏名	
住宅の所在地	（〒 - ） 大垣市
住宅の種類	戸建て住宅 ・ 併用住宅
建築（着工）年月	明治・大正・昭和 年 月
昭和56年6月以降の増築	あり（増築年 昭和・平成 年 月） ・ なし
階数	階建て
延べ床面積	m <sup>2</sup> 又は 坪
（併用住宅のとき）	住宅以外の面積 m <sup>2</sup> 又は 坪
添付書類	※建築物の建築時期及び所有者が分かるものの写し （「固定資産課税台帳登録事項証明書・納税義務者」等） ※特段の理由により所有者が申請できない場合は、所有者との関係が分かる書類と、所有者の委任状（様式任意）
相談士へのメモ （連絡方法・時間帯など）	

注 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日

様

大垣市長



耐震診断決定通知書

年 月 日付けで提出のありました次の住宅に関する耐震診断申込書を審査したところ、適当と認められましたので、大垣市木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条に基づき通知します。

- 1 住宅の所在地 大垣市
- 2 住宅の種類 戸建て住宅・併用住宅
- 3 その他

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日

様

大垣市長



耐震診断不適合決定通知書

年 月 日付けで提出のありました次の住宅に関する耐震診断申込書を審査したところ、不適合と認められましたので、大垣市木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条に基づき通知します。

- 1 住宅の所在地 大垣市
- 2 住宅の種類 戸建て住宅・併用住宅
- 3 不適合理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

大垣市長 様

申請者（所有者）

住所

氏名

電話番号 ( ) -

印

代理人

住所

氏名

電話番号 ( ) -

印

耐震診断変更・中止届出書

年 月 日付けで決定の通知を受けた耐震診断について、次の事項を変更（中止）しますので、大垣市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条に基づき届け出ます。

住宅の所在地	大垣市
住宅の種類	戸建て住宅 ・ 併用住宅
建築（着工）年月	明治・大正・昭和 年 月
変更事項	

注1 不要な個所は、＝で抹消すること。

注2 欄内に書き表せない事項は、別紙に記載して添付すること。

注3 代理者が届出する場合は、所有者との関係が分かる書類と、所有者の委任状（様式任意）を添付すること。

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

大垣市長

印

耐震診断取消通知書

年 月 日付けで決定の通知をしました次の住宅に関する耐震診断について、大垣市木造住宅耐震診断事業実施要綱第9条第2項に基づき、決定の取消しを行ったことを通知します。

- 1 住宅の所在地 大垣市
- 2 住宅の種類 戸建て住宅・併用住宅
- 3 取消理由